

第29回大空町農業委員会総会議事録

平成28年10月26日 第29回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	5番 苫米地 正幸
6番 辻 功	8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄
10番 小久保 謙	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦
17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一
20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司	22番 石原 せつえ
23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二	25番 山神 正信

(2) 欠席者

3番 井上 良幸	4番 早川 敏幸	11番 藤野 雅隆
----------	----------	-----------

2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪	主事 鈴木 聡
主事 菊地 悠汰		

第 29 回大空町農業委員会総会議事録

午後 1 時 30 分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第 29 回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程 2 に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>早くも、10 月 26 日ということで、あと 5 日、6 日経ちますと 11 月に入るという事で、今日は暖かく、今ちょっと曇って雨が降ってきたわけですが、明日から、ちょっとなんか温度が下がるような予報もあります。</p> <p>これからの作業につきましては、十分注意されて作業を進めて頂きたいと思います。</p> <p>今、ビートの収穫等が盛んに行なわれていると思いますけれども、8 月の台風大雨への影響で、粘土地だとか黒ボク土のところに蒔いているビートについては、多少やっぱり腐れがかなりあるような気がしています。</p> <p>糖分も最初の方に出したやつで、平均でなんか 10.6 ぐらいかなというふうに言っています。それは、平均で前後する人がいるかと思えます。</p> <p>いつもよりはちょっと低いのかなと思いますけれども、これから少し糖度が上がってくればいいなと思います。</p> <p>それでは、第 29 回の総会に先立ちまして、挨拶にかえさせていただきます。今日は、宜しくお願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>9 月 26 日開催の第 28 回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第 29 回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 1 時 30 分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>

作田局長	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。井上委員・藤野委員・早川委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計18件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、8番田中秀雄委員、9番川野委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成28年10月26日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、売買したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。</p>
小久保委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成28年10月26日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。 【議案第2号1番説明朗読】 この件につきましては、農地に農家住宅を建設したいとの農地法第4条の申請があった案件であります。 本件については、10月4日に第1地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存農業施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。 また、農地法第4条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。 なお、この申請に係る図面を、2ページから3ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上でございます。
山神会長	この件について、現地調査された第1地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。
小久保委員長	当案件につきましては、10月4日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。

山神会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 28 年 10 月 26 日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。 【議案第 3 号利用権設定 1 番説明朗読】 この件につきましては、農地にバンカーサイロを建設したいとの農地法第 5 条の申請があった案件であります。 本件については、10 月 4 日に第 1 地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存牛舎の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。 また、農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。 なお、この申請に係る図面を、4 ページから 5 ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上でございます。
山神会長	この件について、現地調査された第 1 地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。
小久保委員長	当案件につきましては、10 月 4 日に第 1 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成 28 年 10 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 4 号所有権設定関係 1 番説明朗読】 この件につきましては、賃貸借から売買に移行する案件です。 第 1 地区農業委員さんにより、10 月 4 日にあっせん会が開催されております。 また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 譲受人の経営面積は、47.8ha、労働力は 3 人です。 なお、農地の図面については、賃貸借からの移行のため省略しております。 以上でございます。
山神会長	この件について、第 1 地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。
小久保委員長	ただ今の事務局の説明のとおりであり、10 月 4 日にあっせん会議を開催しました。 また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地へ

	の影響はないと思われます。以上です。
山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 4 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 この件は、更新の案件です。そのため、図面を省略しております。 借主の経営面積は、30.8ha です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番から 12 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農

	<p>用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 28 年 10 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>この件については、6 月買入協議、8 月所有権移転の利用集積計画の議決をいただいた農業公社の案件です。</p> <p>【議案第 5 号利用権設定関係 1 番から 12 番説明朗読】</p> <p>内容及び図面につきましては、過去の総会にて説明等させていただいておりますので、省略させていただきます。</p> <p>なお、旧所有者についてですが、1 番は○氏、2 番 3 番は○氏、4 番から 8 番までは○氏、9 番と 10 番のうち○から○までが○氏、10 番の○以降が○氏及び○氏が所有です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 1 番から 12 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号の利用権設定関係 1 番から 12 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 6 号「農業委員会要望書について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。作田局長。
作田局長	<p>議案第 6 号「農業委員会要望書について」このことについて、次のとおり決定したいので、審議を求める。平成 28 年 10 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>別冊で配布しております要望書(案)をご覧くださいと思います。</p> <p>当案件に係る法律的な根拠は、昨年までは「農業委員会等に関する法律第 6 条 3 項」において「農業委員会は、区域内の農業および農民に関する事項について、他の行政庁に建議することができる」と規定されていましたが、本年 4 月 1 日の法改正により、建議としての位置づけが削除されました。</p> <p>そのため、今後は農業委員会からの「要望書」として提出することと</p>

して、7月及び9月に開催した農政振興部会において審議した結果、決定したものです。

「要望書（案）」を配布しておりますので、ご説明します。

それでは、表紙をおめくり下さい。

まず、前文でございます。

【前文朗読説明】

日付は、議決となった後に町長部局と協議して手交する日を記載したいと思えます。

それでは、具体的な要望の内容に移らせて頂きます。

要望事項は「自然にやさしいエネルギーの拡大について」から「鳥獣被害防止対策の強化について」までの4項目でございます。

概略をご説明します。

1番「自然にやさしいエネルギーの拡大について」は、エネルギー政策の転換、及び原発からの撤退について国・道への働きかけと、昨年同様、再生可能エネルギーの施設整備の際には、自然環境や景観に配慮し、災害などの被害や影響が発生しないよう万全の対策を講じるよう要請しております。

また、「原子力災害対策について」は、対策の強化、情報の提供の関係機関への働きかけを要請しております。

2番「TTP（環太平洋連携協定）について」は、この秋の臨時国会のTPP批准、関連法案成立の懸念、重要5農産物の関税を含めた輸入緩和措置の影響等への不安に対して、長期的な対策等の万全な実施と交渉過程の情報開示について載せております。

3番「土地改良基盤整備事業等の推進について」は、日本型直接支払制度や土地改良事業等、また防災や減災対策に係る事業の積極的で、計画的かつ迅速な事業推進について、また、4番「鳥獣被害防止対策の強化について」は、対策の強化のため、ハンター等の駆除従事者の人材育成、広域的な対応と関係団体との連携の強化を講じることを載せております。

詳細な内容につきましては、「要望書（案）」の朗読をもってご説明いたします。

【要望書（案）1番から4番朗読説明】

なお本日、議決を頂けましたら、町長部局と日程調整し、山神会長、永倉代理、辻農政振興部長、そして私の4人で町長を訪問のうえ手渡したいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。

山神会長

これより質疑に入ります。

田中委員長	はい。
山神会長	田中委員長。
田中委員長	<p>対応について、今回、今までの建議から要望書に変わったということですが、法改正に伴ってこの要望書になったと思うのですが、この要望書はいくらか力は弱いですね。</p> <p>やっぱり、一般の町民が云々言うのと同じスタンスですね。</p>
作田局長	<p>確かに、法律的な位置付けというのは、今まで建議が出来るというような表記になっておりましたけれども、その部分が、今、削除されているということです。</p> <p>そういった建議、他団体に対する意見を述べる事は、法改正した側の解釈によれば、それは法に謳っていなくても、そういう会として、町とか道とか国に要請することは、全然差支えないことなので、それは今まで通りでいいのではないかというようなお話を頂いております。</p> <p>正直、管内の農委連、北見が今事務局をやっていますが、そちらの方もこういった形で要望書という形で、やはり出しておりますので、今まで建議という形で出していましたが、出さないという選択肢もあるわけですが、農政振興部会の中では要望書として、建議としては、ちょっと位置付けが無いので出せないですが、要望書として、今後出していこうということになりましたので、こういう形になっておりますので、どうかご理解を頂きたいと思っております。</p>
田中委員長	わかりました。
山神会長	よろしいですか。
田中委員長	はい。
山神会長	他にご質疑ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号「農業委員会要望書について」を採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成28年10月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告1号説明朗読】
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	次に報告第2号「大空町企業誘致委員会委員の選任報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。作田局長。
作田局長	報告第2号「大空町企業誘致委員会委員の選任報告について」大空町より、大空町企業誘致委員会委員について女満別地区、東藻琴地区からそれぞれ1名の推薦依頼があったので、下記のとおり推薦したことを報告する。平成28年10月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告2号説明朗読】 本件につきまして、大空町の産業振興と企業の誘致を積極的に進めることを目的として設置されています。この委員会の委員として農業委員会より会長及び職務代理の2人が平成28年8月17日までの任期期間で参画しておりましたが、10月21日付け町長名文書により再度2人の委員を10月31日までに推薦願いたいとの依頼がありました。 女満別及び東藻琴両地区より各1名ずつ推薦願いたいとの依頼でしたので、山神会長、永倉職務代理と協議の上、前回同様に女満別地区から山神会長、東藻琴地区から永倉職務代理を推薦することが適当と判断し、10月28日付け会長名文書により推薦書を提出するところです。 なお任期は、2年間です。 以上、ご報告申し上げます。
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。

委員	(無しの声)
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 13 分)</p>